

## 第50号議案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(蒲郡市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 蒲郡市福祉事務所設置条例(昭和29年蒲郡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)

第2条第1項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。